

平成 27 年度 飯山市防災会議

次 第

日 時 平成 27 年 12 月 18 日（金）13:00～

場 所 飯山市役所 全員協議会議室

1 開 会

2 辞令交付

3 あいさつ

4 飯山市地域防災計画について （資料 1）

5 地域防災計画修正に係る事前協議等の経過

- | | | |
|-----------------|--------------------|----------|
| ・ 庁内修正 | 7 月 2 日～ 7 月 24 日 | 意見を踏まえ修正 |
| ・ 市民パブコメ | 7 月 7 日～ 7 月 27 日 | 意見なし |
| ・ 県、地方事務所協議 | 7 月 2 日～ 11 月 11 日 | 意見を踏まえ修正 |
| ・ 防災会議委員へ修正案の発送 | 11 月 18 日 | |

6 協議事項

（ 1 ）飯山市地域防災計画修正案について （資料 2、新旧対照表）

（ 2 ）修正案に関する今後のスケジュール

（ 3 ）その他

7 第 3 次長野県地震被害想定と地震対策について

北信地方事務所 地域政策課 課長補佐 池田様

8 閉 会

飯 山 市 防 災 会 議 委 員 名 簿

防災会議会長 飯山市長

職務代理者 副 市 長

役 職 名	氏 名	備 考
千曲川河川事務所中野出張所長	酒向 秀典	H27委嘱
北信森林管理署長	清水 信之	
北信地方事務所長	田中 功	
北信建設事務所長	荻野 厚	H27委嘱
北信保健福祉事務所長	加藤 浩康	
飯山警察署長	菅沢 國彦	H27委嘱
飯山市議会議長	佐藤 正夫	H27委嘱
飯山市議会総務文教委員長	高山 恒夫	H27委嘱
飯山市区長協議会長	渡邊 吉晴	H27委嘱
岳北消防本部消防長	中原 則雄	H27委嘱
飯山市消防団長	岡本 弘	
飯山市赤十字奉仕団委員長	村石 清美	H27委嘱
民生児童委員協議会長	吉田 正紀	
中部電力(株)飯山営業所長	手塚 高典	H27委嘱
東日本電信電話(株)長野支店災害対策室長	山田 青治	
東日本旅客鉄道(株)飯山駅長	細野 修	
長電バス(株)飯山営業所長	原澤 一美	
飯山市保健補導員協議会長	森 香代子	H27委嘱
飯山女性教育を考える会	田中 吉江	
教育長	長瀬 哲	
副市長	月岡 壽男	
総務部長	稲生 孝	
民生部長	堀内 隆夫	
経済部長	山崎 美典	
建設水道部長	山室 茂孝	

(委員25名)

○飯山市防災会議条例

昭和38年10月15日条例第17号

改正

平成12年3月27日条例第1号

平成24年9月27日条例第18号

飯山市防災会議条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、飯山市防災会議(以下「防災会議」という。)の組織及び所掌事務について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 飯山市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進する。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(組織)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 長野県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 長野県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市議会議員のうちから市長が任命する者
- (5) 市の職員のうちから市長が指命する者
- (6) 教育長
- (7) 消防団長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

6 前項の委員の定数は、25人以内とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、長野県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月27日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。(後略)

附 則(平成24年9月27日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。